

総行公第2号  
平成28年1月13日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
(公印省略)

障害者の雇用促進について（通知）

各地方公共団体におかれましては、かねてより障害者の採用等に積極的に取り組んでいただいているところですが、今般、厚生労働省職業安定局雇用開発部長から、地方公共団体における障害者雇用の促進について、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を踏まえ、障害者の雇用促進の取組を更に積極的に進めていただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対しましても、都道府県労働局とも協力しながら、この旨の御助言をお願いします。

本通知は、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先  
公務員課公務員第四係 安達、西口、川崎  
電話 03-5253-5544



職 雇 発 1228 第 2 号  
平成 27 年 12 月 28 日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局  
雇用開発部長



### 地方公共団体における障害者の雇用の促進について

地方公共団体における障害者の採用等については、従来より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、自ら率先垂範して障害者を採用し、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率（以下「法定雇用率」という。国及び地方公共団体においては2.3%、教育委員会においては2.2%。）を下回ることのないようにすべき立場にあります。

しかしながら、平成27年6月1日現在の障害者任免状況通報又はその後の報告においては、都道府県知事部局は全て法定雇用率を達成しているものの、依然として病院局及び教育委員会等の一部に法定雇用率を達成していない機関が見受けられるところです。

各都道府県労働局においては、引き続き、精力的に各地方公共団体への助言・指導を行ってまいります。貴職におかれても、都道府県、政令指定都市及び市区町村（政令指定都市を除く。）に対して、障害者の雇用促進についての助言・啓発を行っていただき、地方公共団体における障害者の雇用促進に協力していただくよう、よろしくお願いいたします。

都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	256,232.0	6,655.0	2.60	6.0	
北海道	13,059.0	337.5	2.58	0.0	
青森県	3,717.0	88.0	2.37	0.0	
岩手県	4,167.5	97.0	2.33	0.0	
宮城県	5,538.0	133.5	2.41	0.0	
秋田県	3,575.0	93.0	2.60	0.0	
山形県	5,559.5	139.0	2.50	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,796.0	127.0	2.19	6.0	注5
茨城県	5,319.0	128.0	2.41	0.0	
栃木県	5,072.0	123.0	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,564.5	111.0	2.43	0.0	
埼玉県	7,043.5	200.5	2.85	0.0	
千葉県	7,855.5	196.0	2.50	0.0	特例認定あり(注4)
東京都	25,246.5	661.0	2.62	0.0	
神奈川県	7,376.5	246.0	3.33	0.0	
新潟県	6,372.0	165.0	2.59	0.0	特例認定あり(注4)
富山県	3,636.0	85.0	2.34	0.0	特例認定あり(注4)
石川県	4,367.0	101.0	2.31	0.0	
福井県	3,723.5	86.0	2.31	0.0	
山梨県	3,442.0	82.0	2.38	0.0	
長野県	5,075.5	134.5	2.65	0.0	特例認定あり(注4)
岐阜県	4,713.5	112.5	2.39	0.0	
静岡県	5,926.0	148.0	2.50	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,195.0	244.5	2.66	0.0	
三重県	5,233.0	138.5	2.65	0.0	
滋賀県	3,593.0	87.0	2.42	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	3,994.0	108.0	2.70	0.0	
大阪府	8,119.0	293.5	3.61	0.0	
兵庫県	6,516.5	164.5	2.52	0.0	特例認定あり(注4)
奈良県	3,655.5	94.0	2.57	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	4,017.0	97.0	2.41	0.0	
鳥取県	3,168.5	93.5	2.95	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,858.0	94.0	2.44	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	3,778.0	93.0	2.46	0.0	特例認定あり(注4)
広島県	5,785.5	133.0	2.30	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	3,866.5	109.0	2.82	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	2,910.0	70.0	2.41	0.0	
香川県	3,793.0	91.0	2.40	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,121.0	95.0	2.31	0.0	
高知県	3,534.0	94.0	2.66	0.0	
福岡県	7,653.0	261.5	3.42	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,141.5	78.5	2.50	0.0	
長崎県	4,052.5	99.5	2.46	0.0	
熊本県	4,628.5	108.0	2.33	0.0	
大分県	3,829.5	99.0	2.59	0.0	
宮崎県	4,040.0	97.5	2.41	0.0	
鹿児島県	4,680.5	108.0	2.31	0.0	
沖縄県	3,924.0	109.0	2.78	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 福島県においては、9月1日現在において、障害者の数138人、実雇用率2.38%、不足数0.0人となっている。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局		
新潟県	新潟県議会事務局			
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局		
山口県	山口県企業局			
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局		
島根県	島根県企業局			
鳥取県	鳥取県企業局			
福岡県	福岡県議会事務局			
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁		
香川県	香川県病院局			
栃木県	栃木県企業局			
富山県	富山県企業局			
千葉県	千葉県議会事務局			
長野県	長野県企業局			
兵庫県	兵庫県議会事務局			
岡山県	岡山県企業局			

その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	67,557.5	1,689.0	2.50	17.5	
北海道企業局	88.0	2.0	2.27	0.0	
北海道議会事務局	69.5	2.0	2.88	0.0	
北海道監査委員事務局	49.5	1.0	2.02	0.0	
北海道警察本部	1,412.5	31.0	2.19	1.0	
青森県病院局	684.0	9.5	1.39	5.5	
青森県警察本部	369.5	10.0	2.71	0.0	
岩手県企業局	78.0	3.0	3.85	0.0	
岩手県医療局	3,053.0	76.0	2.49	0.0	
岩手県警察本部	394.5	9.0	2.28	0.0	
宮城県企業局	75.5	1.0	1.32	0.0	
宮城県議会事務局	46.0	1.0	2.17	0.0	
宮城県警察本部	603.5	13.0	2.15	0.0	
秋田県警察本部	393.0	9.5	2.42	0.0	
山形県警察本部	419.0	14.0	3.34	0.0	
福島県病院局	180.0	1.0	0.56	3.0	
福島県警察本部	604.0	17.0	2.81	0.0	
茨城県企業局	192.0	5.0	2.60	0.0	
茨城県病院局	588.5	13.0	2.21	0.0	
茨城県警察本部	630.5	14.5	2.30	0.0	
栃木県警察本部	513.5	14.0	2.73	0.0	
群馬県企業局	309.0	8.0	2.59	0.0	
群馬県病院局	546.0	12.5	2.29	0.0	
群馬県警察本部	528.5	13.0	2.46	0.0	
埼玉県企業局	410.5	10.0	2.44	0.0	
埼玉県病院局	1,194.5	30.0	2.51	0.0	
埼玉県下水道局	106.0	4.0	3.77	0.0	
埼玉県議会事務局	65.5	2.0	3.05	0.0	
埼玉県警察本部	1,393.5	33.0	2.37	0.0	
千葉県企業庁	306.0	8.0	2.61	0.0	
千葉県病院局	1,202.0	31.0	2.58	0.0	
千葉県水道局	886.0	26.0	2.93	0.0	
北千葉広域水道企業団	89.0	2.0	2.25	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,504.5	38.0	2.53	0.0	
東京都議会議会局	161.0	5.0	3.11	0.0	
東京都人事委員会	63.0	3.0	4.76	0.0	
東京都監査事務局	90.0	3.0	3.33	0.0	
東京都交通局	1,981.5	59.0	2.98	0.0	
東京都水道局	2,844.5	76.0	2.67	0.0	
東京都下水道局	1,405.0	39.5	2.81	0.0	
警視庁	4,628.0	112.0	2.42	0.0	
東京消防庁	986.0	25.0	2.54	0.0	
神奈川県企業庁	957.5	28.0	2.92	0.0	
神奈川県議会議会局	81.5	2.0	2.45	0.0	
神奈川県警察本部	2,126.0	49.5	2.33	0.0	
新潟県企業局	93.5	3.0	3.21	0.0	
新潟県病院局	2,298.5	55.0	2.39	0.0	
新潟県警察本部	626.5	17.0	2.71	0.0	
富山県警察本部	402.0	11.0	2.74	0.0	
石川県警察本部	327.0	7.0	2.14	0.0	
福井県警察本部	349.0	8.0	2.29	0.0	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35	0.0	
山梨県警察本部	366.5	9.0	2.46	0.0	
長野県警察本部	427.0	10.0	2.34	0.0	
岐阜県警察本部	522.0	14.5	2.78	0.0	
静岡県がんセンター局	712.0	17.0	2.39	0.0	
静岡県警察本部	785.0	19.0	2.42	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	383.0	14.0	3.66	0.0	
愛知県病院事業庁	874.5	20.0	2.29	0.0	
名古屋港管理組合	318.0	8.0	2.52	0.0	
愛知県議会事務局	68.0	1.0	1.47	0.0	
愛知県警察本部	1,134.5	27.0	2.38	0.0	
三重県企業庁	139.0	4.0	2.88	0.0	
三重県議会事務局	53.0	2.0	3.77	0.0	
三重県病院事業庁	182.0	8.0	4.40	0.0	
三重県警察本部	387.0	9.0	2.33	0.0	
滋賀県警察本部	318.5	6.0	1.88	1.0	
京都府環境部	67.0	1.0	1.49	0.0	
京都府警察本部	681.5	21.0	3.08	0.0	
大阪府議会事務局	64.0	1.0	1.56	0.0	
大阪府警察本部	2,359.5	55.5	2.35	0.0	
兵庫県企業庁	187.5	8.0	4.27	0.0	
兵庫県病院局	2,386.0	61.0	2.56	0.0	
兵庫県警察本部	991.5	25.0	2.52	0.0	
奈良県警察本部	319.0	10.0	3.13	0.0	
和歌山県警察本部	349.5	8.5	2.43	0.0	
鳥取県病院局	604.0	11.5	1.90	1.5	注4
鳥取県警察本部	307.0	8.0	2.61	0.0	
島根県病院局	489.0	12.0	2.45	0.0	
島根県警察本部	347.5	6.5	1.87	0.5	
岡山県警察本部	602.0	14.5	2.41	0.0	
広島県警察本部	642.0	16.0	2.49	0.0	
山口県警察本部	515.0	13.0	2.52	0.0	
徳島県企業局	116.0	2.0	1.72	0.0	
徳島県病院局	412.0	12.0	2.91	0.0	
徳島県警察本部	365.0	5.0	1.37	3.0	
香川県警察本部	421.0	10.0	2.38	0.0	
愛媛県公営企業管理局	951.0	23.0	2.42	0.0	
愛媛県警察本部	429.0	8.0	1.86	1.0	
高知県公営企業局	365.0	8.0	2.19	0.0	
高知県警察本部	346.5	8.0	2.31	0.0	
福岡県警察本部	1,059.5	26.5	2.50	0.0	
佐賀県警察本部	332.0	9.5	2.86	0.0	
長崎県交通局	140.0	5.0	3.57	0.0	
長崎県病院企業団	1,286.0	32.0	2.49	0.0	
長崎県警察本部	493.5	12.0	2.43	0.0	
熊本県警察本部	495.0	10.0	2.02	1.0	
大分県企業局	63.0	1.0	1.59	0.0	
大分県病院局	394.5	9.0	2.28	0.0	
大分県警察本部	366.0	9.5	2.60	0.0	
宮崎県企業局	82.5	1.0	1.21	0.0	
宮崎県病院局	601.0	14.0	2.33	0.0	
宮崎県警察本部	367.5	9.5	2.59	0.0	
鹿児島県立病院局	396.0	10.0	2.53	0.0	
鹿児島県警察本部	433.0	12.0	2.77	0.0	
沖縄県企業局	243.5	9.0	3.70	0.0	
沖縄県議会事務局	45.5	1.0	2.20	0.0	
沖縄県病院事業局	926.5	23.0	2.48	0.0	
沖縄県警察本部	303.5	7.0	2.31	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 鳥取県病院局においては、11月19日現在において、障害者の数13.5人、実雇用率2.24%、不足数0.0人となっている。

都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	574,343.0	12,369.5	2.15	397.5	
北海道	30,453.0	618.0	2.03	51.0	
青森県	8,314.0	155.5	1.87	26.5	
岩手県	8,466.0	189.5	2.24	0.0	
宮城県	10,737.0	206.5	1.92	29.5	
秋田県	7,968.5	172.5	2.16	2.5	
山形県	7,383.5	159.0	2.15	3.0	注4
福島県	11,837.5	242.0	2.04	18.0	
茨城県	16,406.0	363.5	2.22	0.0	
栃木県	11,756.0	233.5	1.99	24.5	
群馬県	11,561.0	255.0	2.21	0.0	
埼玉県	25,651.0	505.0	1.97	59.0	
千葉県	22,773.0	527.5	2.32	0.0	
東京都	43,082.5	897.5	2.08	49.5	
神奈川県	22,603.0	497.5	2.20	0.0	
新潟県	12,302.0	276.0	2.24	0.0	
富山県	6,195.5	140.5	2.27	0.0	
石川県	6,384.0	140.0	2.19	0.0	
福井県	5,642.0	129.0	2.29	0.0	
山梨県	6,401.0	135.0	2.11	5.0	
長野県	12,018.0	243.5	2.03	20.5	
岐阜県	11,312.5	258.5	2.29	0.0	
静岡県	14,896.5	312.0	2.09	15.0	
愛知県	30,244.0	676.0	2.24	0.0	
三重県	10,887.5	245.0	2.25	0.0	
滋賀県	8,154.0	179.0	2.20	0.0	
京都府	8,744.5	183.0	2.09	9.0	
大阪府	28,063.5	617.0	2.20	0.0	
兵庫県	22,149.0	463.0	2.09	24.0	
奈良県	6,923.5	152.5	2.20	0.0	
和歌山県	6,193.5	125.0	2.02	11.0	
鳥取県	4,338.5	119.5	2.75	0.0	
島根県	5,774.5	116.5	2.02	10.5	
岡山県	10,309.5	229.0	2.22	0.0	
広島県	10,869.0	224.0	2.06	15.0	
山口県	8,289.0	160.0	1.93	22.0	
徳島県	5,143.0	114.0	2.22	0.0	
香川県	6,627.0	143.0	2.16	2.0	
愛媛県	8,641.5	191.0	2.21	0.0	
高知県	6,007.5	141.0	2.35	0.0	
福岡県	14,206.0	314.0	2.21	0.0	
佐賀県	6,433.5	146.0	2.27	0.0	
長崎県	8,659.5	192.0	2.22	0.0	
熊本県	8,148.5	185.0	2.27	0.0	
大分県	7,483.0	167.0	2.23	0.0	
宮崎県	6,687.0	155.0	2.32	0.0	
鹿児島県	11,662.0	259.0	2.22	0.0	
沖縄県	9,561.0	216.0	2.26	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

4 山形県教育委員会においては、9月16日現在において、障害者の数162人、実雇用率2.20%、不足数0.0人となっている。

政令指定都市の市長部局（法定雇用率2.3%）の雇用状況（H27.6.1現在）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	192,867.0	4,680.0	2.43	13.0	
札幌市	8,228.0	208.0	2.53	0.0	
仙台市	7,470.0	192.0	2.57	0.0	
さいたま市	5,367.5	124.0	2.31	0.0	
千葉市	5,519.5	131.0	2.37	0.0	注4
横浜市	34,404.5	784.5	2.28	6.5	注4
川崎市	14,414.0	334.5	2.32	0.0	注4
相模原市	6,026.5	152.0	2.52	0.0	注4
新潟市	5,194.5	124.0	2.39	0.0	注4
静岡市	4,933.0	113.5	2.30	0.0	
浜松市	4,745.5	110.0	2.32	0.0	
名古屋市	14,257.5	344.5	2.42	0.0	
京都市	8,834.5	218.0	2.47	0.0	
大阪市	15,883.0	464.0	2.92	0.0	
堺市	4,473.5	119.0	2.66	0.0	
神戸市	14,667.0	347.0	2.37	0.0	
岡山市	3,670.0	88.0	2.40	0.0	
広島市	11,572.0	293.5	2.54	0.0	注4
北九州市	4,977.0	119.0	2.39	0.0	
福岡市	13,469.5	302.5	2.25	6.5	注4
熊本市	4,760.0	111.0	2.33	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、短時間勤務職員である身体障害者、知的障害者及び精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(市町村長事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
仙台市	仙台市水道局	仙台市交通局	仙台市ガス局	仙台市病院局
千葉市	千葉市病院局			
横浜市	横浜市教育委員会	横浜市交通局	横浜市水道局	横浜市病院経営局
川崎市	川崎市教育委員会	川崎市病院局	川崎市水道局	川崎市交通局
相模原市	相模原市教育委員会			
新潟市	新潟市民病院	新潟市水道局		
神戸市	神戸市教育委員会			
広島市	広島市教育委員会	広島市水道局		
福岡市	福岡市教育委員会	福岡市水道局	福岡市交通局	

政令指定都市の教育委員会（法定雇用率2.2%）の雇用状況（H27.6.1現在）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	69,234.0	1,409.0	2.04	147.0	
札幌市	7,083.0	107.0	1.51	48.0	
仙台市	4,747.0	89.5	1.89	14.5	
さいたま市	4,478.5	99.0	2.21	0.0	
千葉市	4,162.5	86.0	2.07	5.0	
横浜市	—	—	—	—	市長部局と特例認定(注4)
川崎市	—	—	—	—	市長部局と特例認定(注4)
相模原市	—	—	—	—	市長部局と特例認定(注4)
新潟市	3,693.0	93.0	2.52	0.0	
静岡市	2,712.0	47.0	1.73	12.0	
浜松市	2,926.0	57.0	1.95	7.0	
名古屋市	10,224.5	228.0	2.23	0.0	
京都市	4,657.0	78.0	1.67	24.0	
大阪市	11,631.5	259.5	2.23	10.5	
堺市	3,017.0	67.0	2.22	0.0	
神戸市	—	—	—	—	市長部局と特例認定(注4)
岡山市	3,058.0	62.0	2.03	5.0	
広島市	—	—	—	—	市長部局と特例認定(注4)
北九州市	3,534.5	85.0	2.40	0.0	
福岡市	—	—	—	—	市長部局と特例認定(注4)
熊本市	3,309.5	51.0	1.54	21.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、短時間勤務職員である身体障害者、知的障害者及び精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(市町村長事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
仙台市	仙台市水道局	仙台市交通局	仙台市ガス局	仙台市病院局
千葉市	千葉市病院局			
横浜市	横浜市教育委員会	横浜市交通局	横浜市水道局	横浜市病院経営局
川崎市	川崎市教育委員会	川崎市病院局	川崎市水道局	川崎市交通局
相模原市	相模原市教育委員会			
新潟市	新潟市民病院	新潟市水道局		
神戸市	神戸市教育委員会			
広島市	広島市教育委員会	広島市水道局		
福岡市	福岡市教育委員会	福岡市水道局	福岡市交通局	